

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年2月20日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝 士 印

下記のとおり報告します。

日 程 平成31年1月30日(水)・31日(木)

活動先	東京都 全理連ビル
活動目的	「幼児教育・保育の無償化と保育行政」のセミナーに参加し、越前市の保育行政の向上につなげることを目的とする。 また、子育て支援を先進的に取り組んでいる渋谷区の総合子育て支援センターを訪問し、具体的な現場での取り組みを学んだ。

研修・*調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

別紙のとおり

幼児教育・保育の無償化と保育行政

(保護者・住民が求める保育施策とは)

日時：平成 31 年 1 月 30 日

会場：東京都 全理連ビル

1. 保育をめぐる状況 無償化の実施策などについて

講師：逆井 直紀（保育研究所）

① 企業主導型保育事業の拡大・・・今後の主力になっていく。

- ・ 国力を入れている。
- ・ 児童手当の財源を活用している。
- ・ 市町村は関わっていない。
- ・ P2 資料集 P127、128、129、102

【課題】

- ・ 休園が多い。十分な監査がされているのか。
- ・ 地域のニーズがどうか。
- ・ 質の担保はできるのか。市町村の関与は必要ないか。

【P107 世田谷区の要望】

- ・ 立ち入り調査の結果 p111
- ・ 保育計画が適切に整備されていない。開所時間内に保育従事者が配置されていない。など、基本的なことができていない。
- ・ 認可外の保育所の認可を進めることが、重要なことになってきている。
- ・ 国からの財政支援が考えられている。資料集 p34 公費支援 誘導して認可を進めることが求められている。

【今後の主力の取り組み】

- ・ 保育士の資格者でないものが拡大しそう。問題だ。
- ・ 大都市の待機児童解消問題につながっている。

② 学童保育 (p3)

- ・ 新しい総合プランが出た。
- ・ 量さえ増やせばいいわけではない。質の担保が求められる。
- ・ 職員配置基準があったが、地方団体から国に要望が出され、基準が緩和され、(P89 基準) 参酌基準になった。・・・保護者会から不安の

声に対して、国は「自治体の判断ですよ」と言っている。

- ・ 情報を正確に把握すること。申請を取り下げるように働きかけていることもある。

③ 保育士不足 (p3)

- ・ 賃金が安い。休みが取れない。休憩が取れない。
- ・ 保育士を増やすことが課題
- ・ 正職への負担が大きい。やめる人が多い。
- ・ 千葉県や東京都では、独自に加算しているが、隣県で不足する。
- ・ 国として考えることが重要
- ・ 民間の保育所の賃金引き上げ (p3: 資料集 p54、86)
- ・ 国の基準が低すぎる。民間保育所ではその基準に合わせて配置せざるを得ない。
- ・ 基準が上がっても、配置が多ければ、薄まる。
- ・ 保育時間が増えている。
- ・ 夢のあるプランを作って欲しい。

④ 幼児教育・保育の無償化 (p4: 資料集 p1)・・・2019 年 10 月から実施

- ・ 資料集 (p15) 具体的方針の概要
- ・ 準備が間に合うのか。
- ・ 実施主体は市の仕事
- ・ 対象は、3 才以上、0～2 は住民税非課税世帯
- ・ 資料集 p22 保育所の利用者負担
- ・ 幼稚園は入園時の負担を月に置き換える。上限 25,700 円
- ・ 認可外保育所、企業型保育も無償化の対象になる。
- ・ しかし、保育料は独自だが、標準的な保育料が無償の対象になる。・・・自己負担は残る。
- ・ 無償化の対象期間・・・小学校入学前 3 年間分が無償化
- ・ 幼稚園は、3 歳誕生日入園をしていたため、満 3 歳になった日から対象になる。
- ・ 預かり保育は翌年度(4 月)から対象になる。
- ・ 実費徴収は対象外、給食の食材費は対象外になる。

【認可外の基準 (p37)】

- ・ 認可外は、この基準を守っているのか。・・・経過処置がり、これらも 5 年間は無償化を認める。

- ・ 県が認可するために、市は状況を把握しているか。報告を市は把握できるのか。
- ・ 資料集 p39 条例化・・・少ないだろう。

【自治体への影響 p5 資料集 p17、20】

- ・ 公立の負担は 10/10 だが、地域型保育は私立と同じ。
- ・ 既は無償化している自治体は、財源が余ってくるがどうするのか。
- ・ 自治体の事務はどうなるのか。2023 年度まで国が全額負担する。

【さまざまな影響】

- ・ 公立保育園の民営化が加速する。
- ・ 高額所得者への支援になる。
- ・ 短時間保育から標準時間へ移行拡大する。・・・3 歳児保育の枠があるか。
- ・ 他自治体の認可外保育の利用を領収書で確認できるのか。

【食材の実費徴収】

- ・ 1～2 歳児の 3 号認定の子は食材費を保育料として徴収してきた。
- ・ 4,500 円を引いて無償化するとしているが、これで無償化か？・・・納得できるか。
- ・ 3,000 円で済んでいた方がいれば、無償化と言えるのか、増額になる。
- ・ 園で徴収すると、滞納が生じる。
- ・ 4,500 円は何に使われるのか、の見える化が求められる。
- ・ 事務の負担が大きい。(P7)
- ・ 私立保育園の市の委託事業なのに、食材費の徴収を園でというのは問題ないか。
- ・ 副食費を保育費として徴収してきたので、急激な負担増にならないか監視が必要。
- ・ 食育として必要だ。保育の一環ではないか。
- ・ 学校給食の無償化が進んでいる。資料集 p20

2. シンポジウム「保護者・住民が求める保育施策とは」

① 報告1 消費税 10%増税で保育・社会福祉施策はどうなる。(P8)

講師 伊藤周平氏(鹿児島大学教授)

1、 現状

- ・ 今後は介護保険のようになる。歯止めが必要。
- ・ 保育士の労働条件がますます悪くなる。
- ・ 財源として、消費税が当てられなくなったらどうするのか。
- ・ 隠れ待機児童は7万人、もっと増えている。潜在的な待機児童
- ・ 保育料と幼児教育のセットの無償化
- ・ 民主党時代の政策を安倍政権がパクった。
- ・ 社会保障を充実させると言って消費税を上げてきたがそうになっていない。不信感が募っている。
- ・ 仕事がどんどん増えている。公務員の数が少ない、世界的にも少ない。災害時には大変だ。政治で予算を増やす必要がある。
- ・ 公務員バッシングがある。公務員は5時には帰れない。
- ・ 1995年から待機児童の公表をしてきた。(小泉政権時代)
- ・ 待機児童解消は20年間取り組んできたが解消されない。無償化が実施されると、なおさら待機児童解消はできない。(32万人の待機)
- ・ 認可外を作った。質が担保できるのか。最近の規制緩和で、保育士の資格がなくてもいいとなった。
- ・ 自治体に保育計画をたてることになったが、検証されていない。
- ・ 保育士にストレスが溜まる。労力の減少に。待遇が悪い。
- ・ 外国人を入れる前に、潜在的な保育士に、仕事をしてもらう。
- ・ 公立には国の負担が無くなった。無償化でも同じ。民営化が進む。
- ・ 交付税に参入しているが。
- ・ 市の保育実施義務は残った。市との契約が残った。利用調整は市が行う。
- ・ 認定を受ければ入所の権利があるが、放置されている。
- ・ 裁判では、市は保育実施義務があるが、定員を上回る需要がある事など、理由がある場合は、義務違反にならない。保育義務は、保育定員の範囲内の子供にしか及ばない。
- ・ 市は適正な選考を行えば、定員不足があれば、待機児童が生じて、違法性はない。
- ・ 小規模保育事業 B では、保育士資格は半分以上で良いこと等、多様な保育水準の仕組みとなった。

- ・ 消費税の増税分は、法人税の減税分の穴埋めに使われている。
- ・ 保育制度の介護保険化になれば、保育現場はますます保育士が不足する。
- ・ 介護現場では、処遇が悪く人材が足りない。介護報酬が減額され、介護職員が減っている。

【保育士の処遇の改善】

- ・ 配置基準の改善が必要。賃金を改善する。自治体でできること。
- ・ そうすれば、Uターン者も増える。

② 報告 2 保護者・住民は保育行政に何を望んでいるのか。(P20)

講師：猪熊弘子 名寄市立大学特命教授

- ・ 保育園に入りたい。保活が大変
- ・ 待機児童は、前年より 33%減少した。
- ・ 待機児童数は、約 7 割の 63 自治体で減少した。
- ・ 岡山市で急増、8 年連続で増加した。
- ・ 無償化でますます待機児童が増える。
- ・ 無償化しても入所できなければ不満が高まる。
- ・ 明石市が全国最多となる。
- ・ どういう方が入れるのか。親が長時間働いている方。
- ・ 障害があるかないかは、点数に影響しない。
- ・ 子供に保育が必要かを考えなければならない。現状は、親にとって必要かどうかを認定している。
- ・ 保育士の配置基準は世界最低 別冊 p46
- ・ 民営化で、保護者が関われない。
- ・ 選定員が見学ができない。
- ・ 保育園の主役は子供。子供の目線で。
- ・ 大人の理論、経済、財政理論が優先したら、子供が犠牲者になる。

【どんな保育制度か 別冊 p40、41】

- ・ 幼児教育の無償化で、給食費が有料化
- ・ 逆転現象にならないか。
- ・ 滞納になると、保育園の負担になってしまう。自治体負担となるといい。

【保育所保育指針】

3 章 健康と安全

- ・ 保育所の特性を生かした食育
- ・ 食育の環境整備

③ 報告 3 保育施策の整備・再編状況と無償化の影響

講師：奥野隆一（元仏教大学教授・大坂保育研究所）

- ・ 最近 16 年間で、公立保育園の減少と私立保育園の増加（p30）
- ・ 設置主体別では、社会福祉法人が半分で、公立保育園は 4 割程
- ・ 認定こども園が、大きく増加した。特に幼保連携型が増えている。
- ・ 保育園の仕組みが多様化してきていて、どこに向かうのかがわからなくなっている。
- ・ 地方では担当者が少ない。保育担当者が危ない。どうしていいのかわからなくなっている。
- ・ 認定こども園は、待機児童解消が目的。認定こども園は、2 倍良いと担当者は言うが。
- ・ 夏休みのある児童、なかった児童の差、どうして解消するのか。
- ・ 保護者会はどうしていいのか。
- ・ さまざまな課題がある。今後どうするのか。
- ・ 人口減少、建物の老朽化、耐震化、地域の課題をどうするのか。
- ・ 人口ビジョンを出し、課題が浮き彫りになってきた。今後の整備をどうするのか。

【認定こども園への移行状況】

- ・ 幼稚園と保育園の統廃合
- ・ 公立施設の縮小幼保一体化で、250、400 人など大規模化してきている。目的は財政効果。
- ・ 市民の声を聞いているのか。十分な討議をしているのか。トップダウンでは問題だ。
- ・ 保育園の大規模化は、障害児の受け入れ環境に問題はないのか。子育てしやすい環境は維持できるか。切磋琢磨とか、スケールメリットの追求で子育て環境は良いのか。
- ・ 地域のニーズはどうか。地域の要望は。地域密着型の保育園が重要。
- ・ コンパクトシティに基づいて行われているが、コンパクトシティは、人を物化して見ている。

- ・ まちづくりの視点が重要。経済主体に考えると大変なことになる。
- ・ 子ども事業計画を立てる時期。重要な時期だから、ニーズ調査をさせる。
- ・ 小規模保育や認定こども園を作って待機児童解消をするというが、それでいいか。常任委員会で取り上げて議論してはどうか。
- ・ 生活圏域に保育園を作ることになっているが、どういう区域とするのか。保育しやすい環境とは何か、を考えること。
- ・ 無償化では、複雑な認定が必要になってくる。保育行政の職員を増やすことが重要だ。
- ・ 保護者に、無償化の説明をしっかりとる責任が、行政にある。始まってしまうと市の電話が鳴り止まない。
- ・ 条例化の時期はいつ。
- ・ 給食費の徴収に、事業に負担をかけないように。

⑤ 報告 4 保育士確保困難問題を克服する視点

講師：村山祐一氏（保育研究所所長）

- ・ 保育士不足ではない、
 - ・ 120 万人の保育士の登録があるが、働いている方は 42 万人。確保困難なんだ。
 - ・ 保育士登録者のストライキだ。
 - ・ 勤務内容に問題がある。
 - ・ 保育園以外で働きたいと答えた方が、20%。
 - ・ 給与の問題だけではない。職場に何か問題が生じている。
 - ・ 正規保育士はこりごり。非正規が増えている。このことは質の低下につながっている。
 - ・ 当たり前の環境で働いていない。環境が悪い。大きな希望があるわけではない。
 - ・ 保育士の専門性 p42………6 つの基本的柱
 - ・ 国の保育士処遇の改善・確保施策の推移 p42
 - ・ 園運営の財政基盤（P 43）国の公定価格に、県や市の加算があるか。
 - ・ 公定価格とは、事務費（人件費、管理費）＋事業費
 - ・ 事業費とは、一般生活費 1 人月額 3 歳未満児 10,127 円、3 歳以上児 6,956 円（主食費が含まれている。）
 - ・ 公定価格は、上がっていない。むしろ下がっているところがある。
- (P45)

- ・ 処遇改善加算は、勤務年数が長くても、11 年以上でもそれ以上に上がらない。
- ・ 処遇改善は、一人ひとりの処遇を上げているわけではない。全体の財源として上がっている。
- ・ 8%上がったとしても、研修を受けて4年以上とか、国の配置基準で行われるので、加算配置しないと運営できないので、一人ひとりの処遇改善に繋がらない。
- ・ 正確に解説（p48）すると、
- ・ 保育事故ゼロに向けた保育と保育士処遇の改善（P50）
- ・ 重大事故は増えている。（うつ伏せ寝、プール遊び、片づけをしている時の事故が多い。保育士の配置が少ない。
- ・ プールに入れなくて良いということになっている。子供のニーズに合っていない。
- ・ 公定価格での配置は幼稚園に比べて保育士は少なくすぎる。（P51）

【改善策】

- ・ 開所、閉所のシェアー制度 医療機関のように
- ・ 公立が有効に機能する。
- ・ これから重要になっていくことは、地域全体で取り上げていく。

3. 所感

今年の10月から消費税が10%になるが、それに合わせて、幼児教育および保育の無償化が始まる。

これまで、待機児童問題や保育士不足、処遇改善など多くの課題があったが、ますます問題は多岐にわたってくる。

今回の研修に参加して、下記のような多くの改題が明確になった。本市の保育行政の課題解決に役立てたい。

【問題点の整理】

- ・ 企業主導型保育事業が拡大しつつあるが、保育計画が適切に整備されていない。開所時間内に保育従事者が配置されていない。など、基本的なことができていない。
- ・ 認可外の保育所の認可を進めることが、重要なこと。
- ・ 学童保育の国の職員配置基準があったが、地方団体から国に要望が出され、基準が緩和されたため、参酌基準になった。保護者会から不安の声がでている。
- ・ 保育士不足について、その原因は賃金が安い、休みが取れない、休憩が取れない等。

保育士を増やすことが課題だが、正職への負担が大きく、やめる人が多い。国の基準が低すぎるため、民間保育所ではその基準に合わせて配置せざるを得ない。夢のあるプランを作る必要がある。

- ・ 幼児教育・保育の無償化（2019年10月から実施）の対象は、3才以上、0～2は住民税非課税世帯。

認可外保育所、企業型保育も無償化の対象になる。

標準的な保育料が無償の対象になるため、実費徴収は対象外、給食の食材費は対象外になる。

- ・ 自治体への影響として、既に無償化している自治体は、今までの財源をどうするのか。自治体の事務はどうなるのか。2023年度まで国が全額負担するというが、その後は、不明確な点が多い。
- ・ その他、公立保育園の民営化が加速すること。高額所得者への支援にもつながること。短時間保育から標準時間へ移行拡大すること。3歳児保育の枠があるか。他自治体の認可外保育の利用を領収書で確認できるのか。
- ・ 食材の実費徴収について、1～2歳児の3号認定の子は食材費を保育料として徴収してきたため、4,500円を引いて無償化するとしているが、これで無償化といえるのか。

3,000円で済んでいた方がいれば増額になる。園で徴収すると、滞

納が生じる。事務の負担が大きい。

私立保育園の市の委託事業なのに、食材費の徴収を園でというのは問題ないか。

- ・ 今後は保育行政が介護保険のようになる懸念があり、隠れ待機児童（7万人）ますます増え、潜在的な待機児童も増加する。歯止めが必要。保育士の仕事が増え、労働条件がますます悪くなる一方、保育士にストレスが溜まり、労力の減少につながる。
- ・ 公務員の数が少ない、世界的にも少ない。災害時には大変だ。政治で予算を増やす必要がある。
- ・ 自治体に保育計画をたてることになったが、検証されていない。

「幼児教育・保育の無償化と保育行政」保育研究所地方議員セミナー2019年1月

・キャンセルにつきましては、1月25日(金)午後3時までにご連絡いただいた場合に限り、手数料(1,000円)を差し引いた上でご返金いたします。

【情勢解説】10:00~11:30

「保育をめぐる状況 無償化の実施策などについて」

逆井直紀(保育研究所)

無償化、子育て安心プランを中心に、2019年度保育関係予算など新たな保育に関わる施策・政策動向を概観

シンポジウム「保護者・住民が求める保育施策とは」 12:30~17:20 ※途中休憩あり

【報告1】消費税10%増税で保育・社会福祉施策はどうなる？

伊藤周平(鹿児島大学教授)

2019年10月、消費税増税が実施された場合・されなかった場合の保育政策への影響を考える

【報告2】保護者・住民は保育行政に何を望んでいるのか

猪熊弘子(ジャーナリスト・名古屋大学特命教授)

子育て中の保護者の意識や生活状況を踏まえたより良い保育行政について考える

【報告3】保育施設の整備・再編状況と無償化の影響

奥野隆一(元佛教大学教授・大阪保育研究所)

新制度実施以降すすむ保育施設の多様化、公立施設の統廃合の状況 無償化の影響

【報告4】保育士不足を克服する視点

村山祐一(元帝京大学教授・保育研究所所長)

保育士不足への対応は十分といえるのか、現状と課題

【質問と交流】

司会 実方伸子(保育研究所)

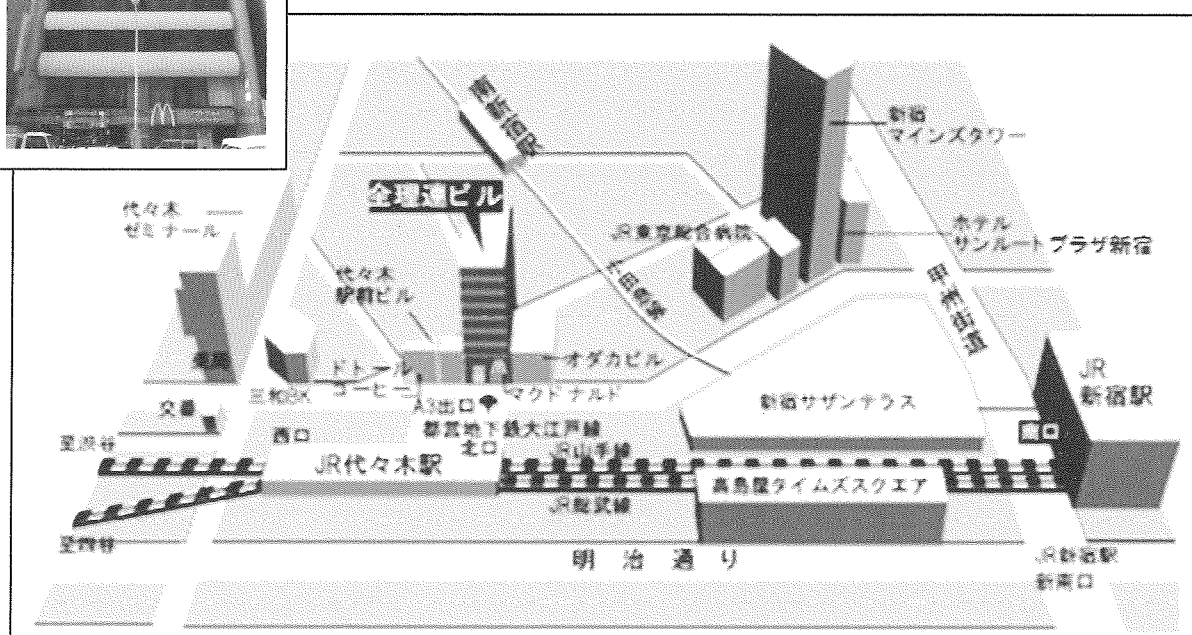
会場案内



全理連ビル(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)9階会議室

東京都渋谷区代々木1-36-4 TEL.03-3379-4111(代表)

(JR山手線・総武線、都営地下鉄大江戸線「代々木駅」北口駅前)



渋谷区子ども総合支援センター 視察

とき 平成 31 年 1 月 31 日

1. 渋谷区の概要

- ・ 人口 22 万 6,000 人、137,800 世帯、一世帯あたりの人口 1.6 人
- ・ 面積 15 万、外国人 1 万人、高齢化率 18.9%
- ・ 年間 2,000 人の子どもが出生しているが、住所の変わる子どもが多い。

2. 子ども総合支援センター

- ・ 平成 26 年度に設置
- ・ 子ども総合支援センターは、子ども家庭支援センターと子ども発達支援センターの専門性を生かして、一体的な支援を行い、複合化かつ複雑化する子どもと家庭の問題に対応した総合相談体制を構築している。
- ・ 就学前の子どもが通う保育園、幼稚園 82 箇所を巡回訪問し、関わりが難しいと感じる子どもの行動観察を行い施設職員に具体的な指導、助言を行っている。

3. 子ども家庭支援センター

- ・ 児童虐待の予防と対応
- ・ 相談事業では、相談のあった内容について、訪問面接により対応
- ・ こんにちは、赤ちゃん事業・・・保健士が 100%の訪問を実施
- ・ 妊婦の家庭を全世帯訪問し、子育てグッズを渡している。
- ・ 育児支援ヘルパーを派遣
- ・ 要支援家庭を対象にした子どもショートステイを実施し、預かり安全を確保したうえで、保護者に助言や支援を行っている。

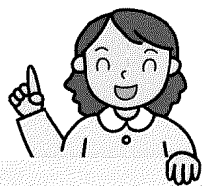
4. 子ども発達支援センター

- ・ 子どもの発達や育児に対する不安や悩みの相談を受け、その解決に向けて支援している。
- ・ 年間 300 件程度の相談がある。

5. 所感

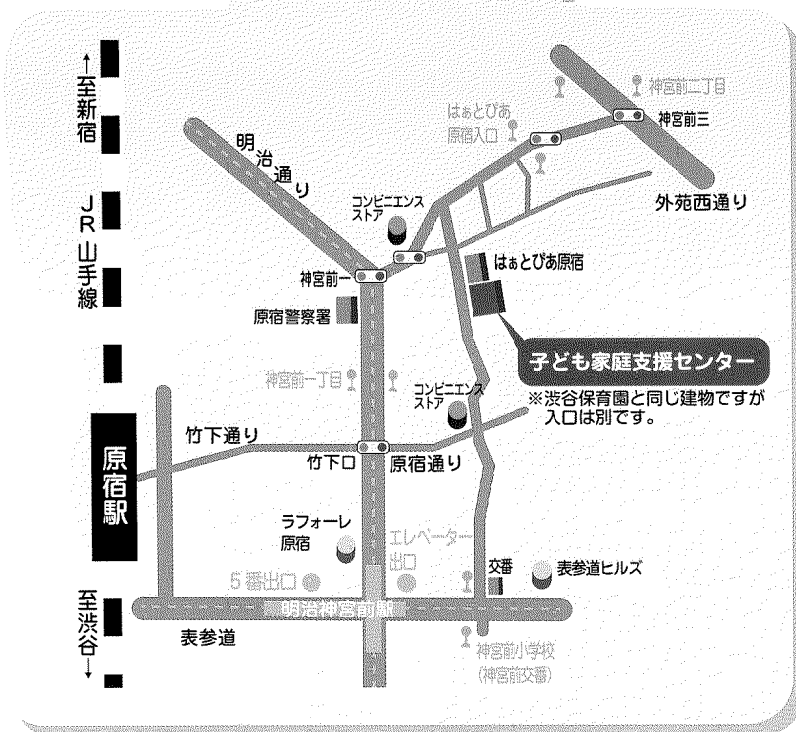
発達に気になる子が多く（小学生 6%～7%）なっており、子どもの定住に向けてきめ細かな支援体制の構築は、本市の子育てに大いに参考になった。

お気軽にご相談下さい



0120-135-415

ご案内



交通

JR 山手線：「原宿駅竹下口」徒歩約 10 分
東京メトロ千代田線・副都心線：「明治神宮前駅 5 番出口」徒歩約 7 分
ハチ公バス（青色のバス）：「はぁとびあ原宿入口」バス停 徒歩約 2 分
ハチ公バス（青色のバス）：「神宮前小学校（神宮前交番）」バス停 徒歩約 6 分
都営バス（池 86 系統）：「神宮前一丁目」バス停 徒歩約 3 分
都営バス（黒 77 系統）：「神宮前二丁目」バス停 徒歩約 5 分

渋谷区子ども家庭支援センター

〒150-0001 渋谷区神宮前 3 丁目 18 番 33 号
TEL.03-3405-9673 FAX. 03-3405-9666



©SHIBUYA CITY

子ども家庭支援センター

子育てのこと、
ひとりで悩まないで！



渋谷区

H 28.10



児童虐待防止

子育ての悩みを一緒に考えます

親の悩み

子どもがかわいく思えない
つい子どもに手が出てしまう
子どものことでイライラする
子どもが学校でトラブルを起こす ..
子どもの帰宅が遅い
学校や園に行きたがらない など
面接をしながら、
悩みを共に考えます。

子育ての情報提供

子どもを預かってほしいけど
近くの遊び場を知りたいけど
ひとり親で暮らしが不安 など
渋谷区の子育てに関する
情報を提供します。

家庭の悩み

夫が協力的でない
家族と子育ての
考えが合わない など
どんなささいなことでも
ご相談下さい。

こんなことも

ご近所の親子が心配
いつもしかりつける声が聞こえる
子どもの泣き声が聞こえる
夜遅くまで遊んでいる
子どもに不自然なアザがある
警察や児童相談所へ連絡するのは
ちょっと など
気になる相談にも応じます。

総合相談

子ども（18歳未満）と家庭の問題にお応えする、地域の身近な相談窓口です。
ご家庭で困っていること、悩んでいること、どんなささいなことでも、一人で悩ま
ずに、気軽にご相談ください。相談内容に合った、他の専門機関と一緒に考えます。

★相談者のプライバシーは守りますので、安心してご相談ください。

受付時間 月～金 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）
相談専用 ☎ 0120-135-415

閉庁日・夜間・緊急時は ⇒ 東京都児童相談センターへ ☎ 03-5937-2330

日々の子育てをサポートします

にこにこママ / 育児支援ヘルパー派遣

妊娠している人や2歳未満の乳児を養育している人で、日常生活において家事や育児
などに支障があるときに、育児支援ヘルパー（シッター）を派遣します。事前に登録申
請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶利用日：月～土曜日 午前8時～午後6時（祝休日・年末年始を除く）
▶利用料金：1時間 1,000円（利用は1日1回で2時間以上4時間以内）

受付時間 月～金 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）
問 合 せ ☎ 03-3405-9673

子どもショートステイ

保護者が病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張などの理由により保護者、親族の方で
夜間育児ができないなど一時的に子どもの養育ができない場合に、区が委託した施設また
は、協力家庭でお子さんを預かり、宿泊を伴う養育を行います。
事前面接が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶利用日：原則月1回の利用。1回につき6泊7日以内。
▶利用料金：基本料1泊2日 6,000円。1日増える毎に3,000円加算。

受付時間 月～金 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）
問 合 せ ☎ 03-3405-9673



◆相談の対象となる方は……

渋谷区にお住まいの方で、0～18歳未満のお子さん（主に就学前の乳幼児）とご家族および関係機関の方です。

学齢児以上のご相談は
電話相談及び
他機関紹介を行います。



◆お申込方法は……

◎ 電話による相談は、随時お受けいたします。

◎ 専門スタッフによる面接相談は予約制です。事前に電話でお申込ください。随時、受け付けております。

◎ 訪問相談も行います。保育園・幼稚園にスタッフが出向き、相談を受けることもできます。また、来所することが難しい場合にはご家庭に出向きますので、お気軽にご連絡ください。

◆相談受付時間は……

月曜日～金曜日

9:00 ～ 17:00

土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休ませていただきます。

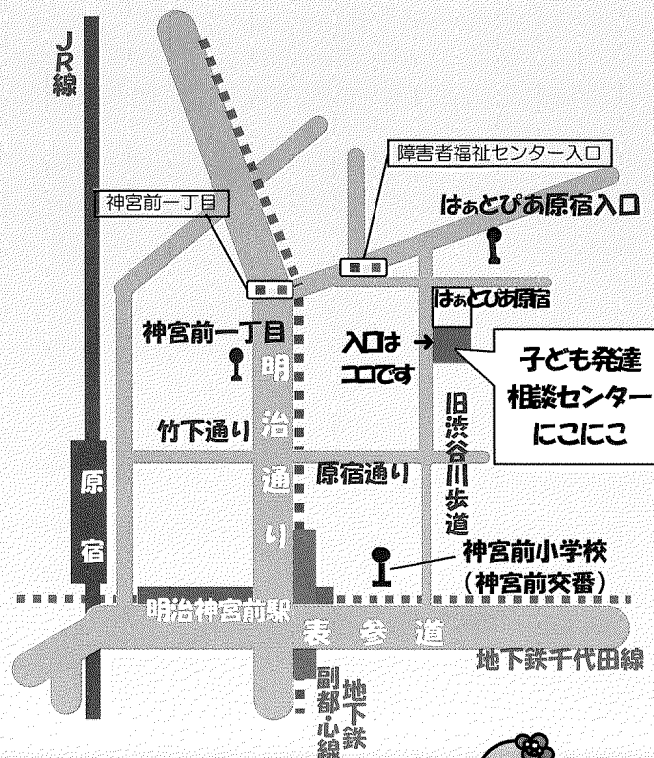
土曜相談会 月一回

就労されている保護者を対象に実施しています。

◆費用は無料です。

平成30年1月作成

◆あんない図



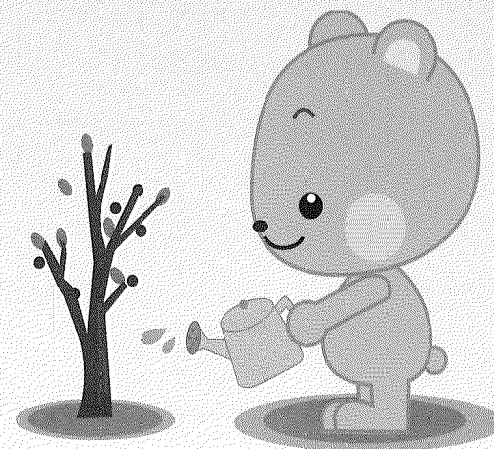
※渋谷保育園と同じ建物です。



交通機関

- JR 山手線 原宿駅 徒歩約10分
- 地下鉄 千代田線・副都心線 明治神宮前駅 徒歩約7分
- ハチ公バス はあとびあ原宿入口下車 徒歩約2分
神宮前小学校（神宮前交番）下車 徒歩約6分
- 都営バス 神宮前一丁目下車 徒歩約3分

お子さんの発達や
子育てでお悩みの
保護者のみなさまへ



渋谷区
子ども発達相談センター
にここ

〒150-0001

渋谷区神宮前3の18の33

相談専用 ☎ 3405-9658

Fax 3405-9666

こんな心配はありませんか？

- ・首のすわりが遅い、抱きにくい、はいはいをしない、なかなか歩かない、歩き方がぎこちない
- ・おもちゃなどに手を出さない、あやしても笑わない、おとなしすぎる
- ・呼んでも振り向かない、目が合わない
- ・ことばが遅い、うまく話せない
- ・動きが激しく落ち着きがない、友だちとうまく遊べない
- ・幼稚園、保育園の集団生活になじめない
- ・保護者が子どもとどう遊んでいいかわからない、育児に不安がある

まず、電話で
お気軽にご相談ください
☎ **3405-9658**
秘密は厳守します

相談には次の専門スタッフが応じます。

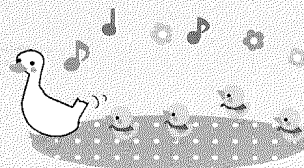
- | | |
|--------|--------|
| *保育士 | *心理士 |
| *理学療法士 | *作業療法士 |
| *言語聴覚士 | *保健師 |

子ども発達相談センターでは

お子さんの発達や育児に対する不安や悩み等を伺い、保護者と一緒に問題を捉え、その解決に向けて支援していきます。内容に応じて、専門スタッフが対応いたします。

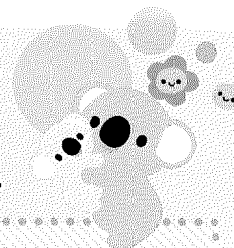
- 育児全般について、またお子さんとの遊び方などの相談・・・保育士等
- 発達全般や情緒的な問題、集団への適応についてなどの相談・・・心理士
- ことばの遅れや聞こえなど、コミュニケーションについての相談・・・言語聴覚士
- 首のすわり、はいはい、歩行などの運動発達の遅れや運動の問題に関する相談・・・理学療法士
- 運動のぎこちなさ、手先の不器用さ、感覚の過敏さなどについての相談・・・作業療法士
- 医療的な問題や健康管理、食事に関することなどの相談・・・保健師
- 小児科医・児童精神科医・整形外科医による相談日もあります。

継続した支援・援助が必要な場合には定期的に専門スタッフによる個別指導や小集団指導を行い経過をみていきます。必要に応じて児童発達支援などの療育機関もご紹介します。
※詳しくはスタッフにおたずねください。



個別指導のほかに

親子教室「こあら」
やであいグループ
があります。

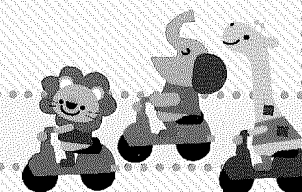


親子教室「こあら」では

子育てやお子さんの発達に悩みのある保護者とお子さんを対象に、一定期間、同じメンバーで楽しく遊びながら、かかわり方や対処方法についてスタッフが一緒に考えていきます。ご希望があれば、専門スタッフによる相談も受けられます。

一年間を4期に分けてメンバーを募集します。募集のお知らせは「しぶや区ニュース」に掲載します。

- *1歳以上のお子さんを対象
- *週1回程度



「やであいグループ」は

親子が出会い、発達やかかわり方を学び合う場です。

集団に入る前段階として、お子さんの年齢を考慮した小集団を作り、子ども同士がふれあい、一緒に遊ぶ場を設けています。また、保護者同士が子育てに関する情報などを交換できる場として提供しています。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年3月31日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝士



下記のとおり報告します。

日 程 平成30年8月1日（水曜日）～平成31年3月31日（日曜日）

活動先

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

越前和紙を愛する会は、越前市の伝統産業で、1500年の歴史を有する越前和紙の更なる発展を目指して、昭和47年3月に組織され、研究者らにより和紙の文化や歴史・風土について研究し、その情報を冊子にまとめ、発刊している組織です。

（組織の規約は別紙のとおり）

越前和紙を愛する会規約

(名称)

第1条 本会は、越前和紙を愛する会 と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を越前和紙の里紙の文化博物館に置く。

(目的)

第3条 本会は、越前市の伝統産業である和紙をとおして、無限の可能性と魅力をあわせもつ和紙文化を発展させ、豊かなふるさとづくりに寄与しようとするものである。

(構成)

第4条 本会は、前条の目的をよく理解し和紙に関心をもつ個人会員および賛助会員（法人・団体）によって構成する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 和紙の里づくり、地域文化振興のための事業
- (2) 伝統文化究明のための調査研究および普及
- (3) 相互理解のための共同学習
- (4) その他

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

(組織)

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 役員会（常任理事会、理事会）
- (2) 専門部会
 - ア 会誌「和紙の里」および会報編集委員会
 - イ 和紙資料収集・保存部会
 - ウ 和紙文化記録・研修部会

役員会、各専門部会は必要に応じて開催する。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、常任理事、理事および監事は役員会で決定する。

(役員のお務)

第10条 会長は、本会を代表し一切のお務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、そのお務を代理する。
- 3 常任理事は、本会の重要事項を企画立案し実行の主体となる。
- 4 理事は、常任理事とともに企画実行の主体となる。
- 5 専門部会の構成並びに部会長は、会長が委嘱する。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の内)

第11条 役員の内任は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和49年10月8日から施行する。

附 則 (平成8年9月13日)

(名称の変更)

1 第1条中、「越前和紙を愛する今立の会」を「越前和紙を愛する会」に改める。

附 則 (平成14年4月22日)

(会計)

1 第12条に「2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」を加える。

附 則 (平成17年10月18日)

(事務局の変更)

1 第2条中、「今立町教育委員会事務局」を「越前和紙の里紙の文化博物館」に改める。

附 則 (平成18年7月20日)

(目的)

1 第3条中、「今立町の伝統文化である和紙をととして、文化活動をより発展させ」を「越前市の伝統産業である和紙をととして、無限の可能性と魅力をあわせもつ和紙の文化を発展させ」に改める。

(組織)

1 第8条中、「総会 (代議員会)」を削除する。

2 同条に「(2) 専門部会 ア 会誌「和紙の里」および会報編集委員会 イ 和紙資料収集・保存部会 ウ 和紙文化記録部会 エ 学習・研究部会」を加える。

3 同条中、「総会 (代議員会) は年1回、役員会 (常任理事会、理事会) は必要に応じて開催する。」を「役員会 (常任理事会、理事会)、各専門部会は必要に応じて開催する。」に改める。

(役員の内任)

1 第9条中、「総会 (代議員会) で決定する。」を「役員会で決定する。」に改める。

(役員の内務)

1 第10条中に「5 専門部会の構成並びに部会長は、会長が委嘱する。」を加える。

附 則 (平成20年8月20日)

(組織)

1 第8条中、(2) 専門部会 「ウ 和紙文化記録部会」を「ウ 和紙文化記録・研修部会」に改める。

2 同条中、(2) 専門部会 「エ 学習・研究部会」を削除する。

越前和紙を愛する会 会員募集中

当会は、昭和46年に「越前和紙を愛する今立の会」として発足して以来、和紙の文化について広く研究し、その情報を機関誌「和紙の里」によって会員の皆様にご提供しています。

現在、全国の和紙愛好者・研究者・工芸家など多数の方が会員となっております。

◆年会費

個人会員・・・1人 2,000円

賛助会員・・・1口 5,000円

※視察研修やロマン講座などの事業について優先的にご案内いたします。

※その他、会員特典あり。

会員特典

- 年1回発行「和紙の里」をお届けします。
- 紙の文化博物館・卯立の工芸館の入館料を免除します。
- 和紙処「えちぜん」でのお買い上げ代金を10%引きします。
- パピルス館での紙漉き体験料を10%引きします。

【お申し込み・お問い合わせ】

〒915-0234

越前和紙を愛する会事務局

福井県越前市大滝町11-11

(福井県和紙工業協同組合内)

TEL 0778-43-0875

FAX 0778-43-1142

きりとり

入会申込書

【個人会員用】

		平成	年	月	日
氏名			性別	男・女	
住所	〒 ※番地まで正確にご記入ください。				
		TEL			
職業		備考			

【賛助会員用】

		平成	年	月	日
企業・団体名		代表者または 担当者氏名			
住所	〒 ※番地まで正確にご記入ください。				
		TEL FAX			
備考		会員口数			

3-1
3-2

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成30年9月21日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝 印

下記のとおり報告します。

日 程 平成30年8月1日（水曜日）～ 月 日（曜日）

活動先

活動目的 議会の活動内容を市民に報告するため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

三田村てるしだより第57号

印刷業者 伊部印刷

支払金額 32,400円

配布先 市内各所

配布枚数 3,900部

たより内容 別紙のとおり

三田村でるしだより

No.57 2018.8発行 〒915-0031 越前市余川町 31-11 電話27-1837

6月定例議会

6月定例議会は5月23日から6月12日までの21日間にわたって開催され、議案に対する質疑や一般質問をはじめ各常任委員会審議が行われました。

議会最終日には、平成30年度一般会計6月補正予算、北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区特定用途

制限地域の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定、及び4月補正の専決承認案等の14議案の採決が行われ、賛成多数で可決しました。

一般会計の6月補正額は8,446万円で、補正後の総額は372億9,244万円となりました。

【主な補正予算の内訳】

○大雪により損傷した丹南広域農道の舗装補修工事	1,000万円
○大雪により損傷した市道及び道路構造物の改修工事	2,500万円
○越前打刃物振興施設「刃物の里」（池ノ上町）の管理運営に要する指定管理委託料	557万円
○県特産品を使用した学校給食の提供にかかる食材代の追加分	297万円
○道路除排雪業務委託業者に対する機械整備補助の追加分	1,340万円
○原子力災害を想定した広域避難訓練実施に係るバス借上げ料等	23万円
○市多文化共生推進プラン策定に係る委員報酬および翻訳委託料などの作成費用	37万円

【4月補正予算（専決）】

○2月の大雪により倒壊した園芸ハウス再建費や撤去費に対する支援（31件：74棟）のための園芸振興対策事業	9,198万円
--	---------

【予算概要】

（単位：百万円）

会 計 別	平成30年度当初予算額	4月・6月補正額	補正後の額
一 般 会 計	37,116	176	37,292
特 別 会 計	20,359	—	20,359
企 業 会 計	2,931	—	2,931
計	60,406	176	60,582

除雪費総額の内訳

6月議会において2月の大雪により生じた道路・狭隘道路の除排雪費用の不足額、並びに被災者に対する災害見舞金などに対する29年度補正予算3億68,833千円が専決承認案として報告され承認されました。

このことにより、2月の大雪に関する除雪総額は次のとおりとなりました。

区 分	概算額	内 訳
道 路	75,520	道路除雪48,900万円、排雪14,660万円など
狭 隘 道 路	8,140	狭隘道路の除雪
各 公 共 施 設	2,000	公共施設駐車場の除雪
被 災 者 支 援	600	屋根雪下ろし、災害福祉見舞金
修 繕 ・ 工 事	2,260	カーブミラーや区画線の応急修繕など
道路（融雪施設）	4,300	道路の融雪施設の点検・電気代他
そ の 他	4,180	除雪機器借上料など
合 計	97,000	

たばこ対策宣言

たばこの煙が、健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっています。

とりわけ子どもについては、自らの意志で受動喫煙を避けることは困難です。このことについて市民が関心を高め、理解を深め、社会全体の共通認識を広めていくことが必要です。

そこで、たばこを吸っている人も吸わない人も、みんなが健康で安心して快適に生活することができるまちをめざすことが大切であることから、次のとおり宣言します。

- (1) たばこを吸わない人を育てます。
- (2) 禁煙を支援します。
- (3) 受動喫煙による健康被害をなくします。
- (4) 喫煙マナーを啓発します。



健康寿命の延伸を目標とする市健康21計画（第3次）が昨年度末に策定され、その行動指針に「良いこといっぱい たばこ（ゼロ）本—あなたの禁煙、応援します。」が新たに設定されました。

5月31日の世界禁煙デーには、禁煙キャンペーンに加え、北陸3県の自治体初となる「たばこ対策宣言」が行われ、禁煙や受動喫煙の防止など、たばこ対策を積極的推進し、健康寿命のさらなる延伸を目指しています。

タバコ対策宣言

南越駅(仮称)周辺の土地利用を制限

6月議会において「北陸新幹線南越駅(仮称)周辺地区特定用途制限地域」の区域内における建築物等の制限に関する条例」が制定されたことにより、南越駅(仮称)周辺地区を都市計画法に基づく特定用途制限地域として指定することになりました。

この指定により、民間活力の進出に大きな期待と可能性を秘めている南越駅(仮称)周辺の土地利用が具体化するまでの間、特定の建築物や工作物の建築が制限され、将来の開発のために良好な環境を保持することになりました。制限は平成33年3月末まで、この

間に南越駅(仮称)周辺を本県の戦略的な拠点として位置づけ、広域高次都市機能の誘導を図るための将来像となる「まちづくり計画」を進めることとなります。

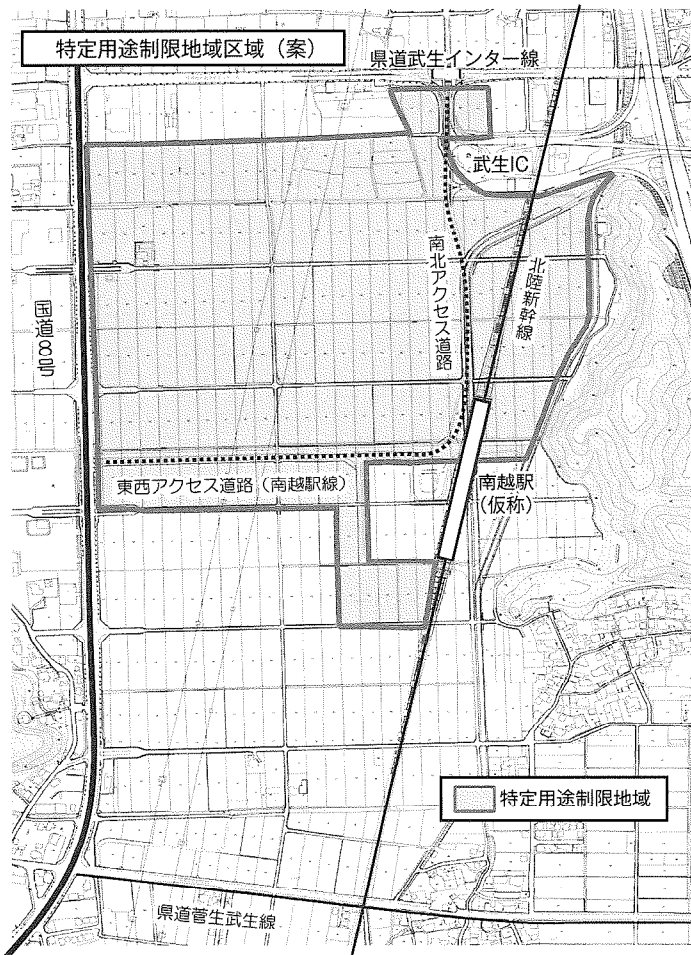
国道8号と県道武生インター線、東西と南北アクセス道路で囲まれたエリア

東西と南北アクセス道路の沿道並びに南越駅周辺のエリア

開発ポテンシャル区域が高い地域と想定

これを

「特定用途制限地域」に設定
A = 約48ha



たばこ税の税率が改定

地方税法等が改正されたことにより、たばこ税の税率が段階的に見直されることになり、6月議会で条例の一部が改正されました。

このことにより国・地方を含めて、1本当たりのたばこ税12,244円が、今年の10月と平成32年10月、平成33年10月のそれぞれ1円ずつ値上げされます。

市営住宅の連帯保証人の県内要件を廃止

6月議会において「市営住宅条例」が一部改正されたことにより、市営住宅に入居の際の連帯保証人の県内居住要件が廃止となり、県外の方でも連帯保証人になることができるようになりました。

要件の緩和は県内初です。

自治創想

今年は2月に37年ぶりとなる大雪が降り、7月には記録的な豪雨となりました。雨雲が去ると記録的な暑さに見舞われ、連日猛暑日が続き、異常気象を体感する事態に死者、ケガ人も相次ぎました。

気象庁は降雪量、降水量、気温などで観測史上最高と頻繁に発表し「暑さを災害と認識している。」と表明しました。

7月の県内の気象データでは、福井市で28日が30度以上の真夏日となり、35度以上の猛暑日は12日で昨年の3倍に。熱中症で救急搬送された人は341人に上り、昨年の同時期の2.3倍になったようです。

専門家は「これほどの高温は1つの原因だけでは起こらない。複数の要因が重なったものだ。」と説明するが、これらの異常気象の根本の原因は、地球温暖化の影響でしょう。

子どもや高齢者を中心に熱中症の症状を訴えて救急搬送される人が急増しました。特に、子どもは背が低いために地面からの照り返しを受けやすく、体温調節機能が未発達で遊びに夢中になり体調悪化に気づかないうちに熱中症になりやすいために、大人が注意深く見守ることが大事だと言われています。

今後様々な条件が重なって発生する異常気象に直面すると思いますが「自分は大丈夫だ」といった考えは捨てて「自然は怖い」ということを認識すべきではないでしょうか。

宮沢賢治の詩に「雨にもまけず 風にもまけず 雪にも夏の暑さにもまけぬ 丈夫なからだをもち…」とあるが、今年のような猛暑日が続くと暑さと闘っては命が危険にさらされます。

学校や保育所現場において、子どもの熱中症に対する対応マニュアルや基準、地域でのイベント開催に係る注意事項や中止の基準なども考えて行く必要があるのではないのでしょうか。



3-3
3-4

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成30年11月5日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝士 印

下記のとおり報告します。

日 程 平成30年10月1日（月曜日）～ 月 日（曜日）

活動先

活動目的 議会の活動内容を市民に報告するため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

三田村てるしだより第59号

印刷業者 伊部印刷

支払金額 59,400円

配布先 市内各所

配布枚数 3,800部

たより内容 別紙のとおり

三田村てるしだより

No.59 2018.10発行 〒915-0031 越前市余川町 31-11 電話27-1837

9月定例議会

9月定例議会は9月3日から9月21日までの19日間にわたって開催され、平成30年度一般会計補正予算をはじめ、市特別会計条例の一部改正に関する議案などが提案され、議案に対する質疑や一般質問をはじめ各常任委員会で審議が行われました。

議会最終日には補正予算案4件と条例案1件、決算認定案7件など14議案を可決して終了しました。

特別会計条例の一部改正は、産業団地造成事業に係る特別会計を追加するために改正されました。

一般会計の補正予算は、待機児童の解消や市有施設のブロック塀改修、インバウンドに関する事業、7月の豪雨被害の災害復旧に関する事業など7億7,661万円が補正され、補正後の総額は380億7,871万円となりました。

【主な補正予算の内訳】

○財政調整基金への積立て（積立金の増額）	5億7,800万円
○訪日外国人誘客のための事前調査の実施	1,000万円
○保育の質向上のため総合保育業務支援システムの導入費	126万円
○保育ニーズを把握するための基礎アンケート調査の実施	200万円
○育児不安を解消するための産後ケアの委託費	57万円
○収納専用窓口の設置費及び収納業務の外部委託費	254万円
○7月の豪雨の被害による災害復旧費	1億1,440万円
○公共施設（武生東運動公園陸上競技場、地区公民館等）のブロック塀改修及び一時撤去費	1,594万円

【予算概要】

(単位：百万円)

会 計 別	補 正 前	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計	37,332	747	38,079
特 別 会 計	20,359	118	20,477
企 業 会 計	2,931	—	2,931
計	60,622	865	61,487

一般質問

9月議会の一般質問では、「障がい者の働く権利」をはじめ「障がい者福祉計画と障がい福祉サービスの充実」、「指定管理者が行う公の施設の在り方」、「障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会を目指して」について理事者の考え方を質しました。

障がい者の働く権利については、障がい者法定雇用率の水増しが社会問題化している中、障がいのある方の働く場を確保するために、市職員の障がい者枠採用などを提案しました。

障がい者福祉計画と障がい福祉サービスの充実については、サービス利用者や家族への需要調査の実施や生活介護サービスの充実整備、共生社会の実現、差別解消などを強く求めました。

指定管理者が行う公の施設の在り方については、公の施設の移管や譲渡についての考え方を質しました。

障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会を目指してについては、障がいのある方やLGBT、外国人を含めた多様な共生社会の実現に向けた具体的な取り組みを質しました。

1 障がい者の働く権利

①障害のある人が笑顔で生きがいを持てる地域社会にするためには、活躍の場、働く場の確保が大事である。障がいのある人の働く権利についてどう考えるか。

▼障がいのある人もない人もすべての人が希望すれば同じように働く機会や選択の自由が与えられるべきと考える。

②障がいの法定雇用率は、国や地方公共団体は民間企業より0.3%高く規定されているが、このことをどう理解するか。

▼障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会の実現の理念の下に、行政がしっかりと模範を示す意味合いがある。

③本市の職員採用について、企業に模範を示すことと職員間の心のバリアフリーを進める意味からも「障がい者枠」の採用を継続すべき。

▼嘱託職員採用試験に障がい者枠を設定して直ちに募集を行うとともに、職員採用試験においても障がい者枠を設定して募集する。

④就労移行支援事業所や就労継続支援事業に働く障がいのある方の工賃(給与)は正しく支払われているか。働く作業環境、労働安全上の問題、指導員の教育研修の実態など、把握しているか。

▼就労移行支援事業所や就労継続支援事業所には、市が法人監査を、県が事業監査を実施している。各事業所における安全管理等は、利用者の相談対応等のため事業所を訪問する機会が少なくとも年1回以上あるため、利用者一人一人の特性に合わせた作業環境の提供や適切な安全管理がなされているか確認している。社会福祉法人については、職員の研修計画において市が把握している。

2

障がい福祉計画と障がい福祉サービスの充実

①生活介護サービスの充実整備や就労移行支援事業所と就労継続支援事業所終了(16時)後の受皿、支援をどう考えるか。

▼生活介護事業所のサービス提供時間が9時～16時と家族の就労時間と合わず、利用時間の延長などが求められていることから、利用時間の延長を働きかけるとともに、介護保険事業所に共生型サービスへの移行を働きかける。

②障がいの仕事、余暇の過ごし方、病気・健康問題、地域での存在などについて実態調査を行い、障がい者本人や家族の意見をもとに、共に生きる共生社会の実現や差別解消に取り組むべき。

▼平成32年度の障がい者計画を策定する際に、障がいのニーズと社会参加を妨げる社会的障壁の実態把握を行い、必要な施策について協議し、共生社会の実現や障がい者の自立と社会参加、差別解消の推進を図る。

3

指定管理者が行う公の施設の在り方

①指定管理者評価委員会の評価結果を受け、どの施設を指定管理者から直営に戻すのか、その理由と今後の方向性は。

▼維持管理業務のみの施設や地域密着型施設、利用者数の拡大が期待できない施設は市の直営とし、民間事業者等への包括的な委託方式とするが、その場合でも競争を促すことでコスト低減を図る一方、

利便性の向上、安定的な市民利用は確保する。

②たけふ福祉工場と福祉ホームは「福祉の苑構想」のもと市が設置主体として設置したが、補助金を返済してまでも譲渡する理由はなにか。

▼社会福祉法人制度改革により、法人から公有財産購入申込書が提出されたので、評価委員会の評価結果も踏まえ譲渡を行うこととした。

③施設を譲渡すると民間事業所になるが、委託を受けていた法人や利用されてきた方、その家族に大きな不安はないのか。市の対策は。

▼今後も法人と連携し、障がい者が安心して利用できる施設であるよう支援する。

④公の施設を移管や譲渡をする場合は、一定の整備や修繕などを行ってきたが、両施設への対応は。

▼公有財産取得を含む施設設備更新の中長期計画を尊重し、市主体による施設整備は行わない。土地については、譲渡基準に基づき一般よりも有利な価格で提供する。

⑤今回の譲渡を契機に、市の土地を無償貸与している社会福祉法人経営の事業所にも施設や土地を譲渡することになるのか。

▼社会福祉法人制度改革に合わせた法人の余裕財産の保有条件が制限されたことが大きなポイントとなったが、他の社会福祉法人経営施設や事業にそのままではまるものではなく、それぞれの社会福祉法人が今後の施設整備をどのように計画されるかで、判断が変わる。

4

障害のある人もない人も安心して暮らせる共生社会を目指して

①今年の4月に「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」が制定されたが、本市としても、障害のある方が幸せに安心して暮らせ共生社会の実現に向けたまちづくりに取り組む必要がある。

▼地域福祉を推進するうえで共生社会を目指すことが必要と考える。

②市の共生社会の実現に向けた具体的な取り組みは。

▼共生社会が盛り込まれる予定の市地域福祉計画を受けて策定予定の市社会福祉協議会の地域福祉実施計画において、具体的に示されることになる。

③近年、障がいのある方、LGBTや外国人を含めた多様な共生社会が求められてきているが、市長の考えは。

▼高齢者から障がい者、外国人、いろんな共生の課題が広がり、そのことが重要な課題であるとの認識が広がっており、市としても、これまで以上に

取り組みをし、いろいろな立場の方に活躍していただき、安心して暮らせ地域社会を築いていくことが、私どもの責務だ。



丹南広域組合議会

8月に開催された丹南広域組合議会において、一般質問を行いました。

場合には職員配置について改めて構成市町と協議する。

1 自治体クラウドの更新について

①自治体クラウドシステムの契約更新を5年でプロポーザルで行う理由は何か。

▼契約が高額であること、また競争性と公平性の観点から一定期間で選定を行うことは重要と判断した。次の更新(137.10)に向け、契約期間を検討する。

②専門家の意見を聞き、システム設計や調達手順の見直し等、業者に足元を見られないような対応は考えられないか。

▼良い提案であり十分検討したい。

2 事務局職員体制について

①安定した業務継続のためにも事務局体制の削減計画の見直しと新規職員の採用を強く求める。

▼クラウド化後のシステムの整備、改修は委託事業として発注しているため、超過勤務時間は減少傾向にあり職員の事務量は増えていないため、現時点において職員配置計画の見直しは考えていない。予定外の新たな電算業務が発生するなど業務量が増え、職員に過度の負担が生じる

3 職員の安全衛生体制

①職員の安全衛生の取り組みの現状と今後の計画は。

▼個人面談を通して、職場環境の改善や働きやすい職場づくりへの参考になっている。任意のストレスチェックで職員のストレスの程度を把握し未然防止に努めるとともに、県や構成市町が実施するメンタルヘルス研修等に今年度から組合職員が参加できるように対処した。長期の病気休暇の職員に対しても、職場復帰プログラムに基づき慎重に対応したい。

4 地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度について

①地方公務員法の改正に基づく臨時・非常勤等職員(会計年度任用職員)の適正な任用・勤務条件をどのように検討しているか。

▼構成市町の取り組み状況を参考にし、適正な任用、勤務条件等を研究したい。

②病気休暇がとれる環境を整備し、退職手当についても見直しを求める。

▼平成32年度からの会計年度人用職員制度の導入に、研究、検討したい。

5 再任用制度について

①60歳を迎えた職員や嘱託職員の再任用制度や定年延長の考え方は。

▼正規職員には既に再任用制度が導入されている。定年延長は国において段階的な引き上げが検討されている。嘱託職員は平成32年度からの会計年度任用職員制度の導入に向け研究したい。当面は、定年を迎えた職員本人の要望も聞き任用延長について柔軟に対応している。

6 投票所入場券の性別表記について

①公職選挙法に基づく投票所入場券の性別欄表記・性別確認は、どのような理由で、何に基づいて行われているか。

▼投票所入場券は本人であることの証明になるもので、公職選挙法の規定はなく、各市町の選挙管理委員会の判断。

②男女の記載でなくて、1、2の略式記載ということも可能ではないか。構成市町が一致したときにシステム改修は迅速にできるか。

▼数字とかアルファベットに置きかえることは可能。一部の市町の場合も技術的には可能だが、改修費用が必要。

③国が印鑑登録証明書の発行の際に性別を明記しなくても差し支えないとする通知を出したことから、印鑑証明書の性別欄を無くしてはどうか。

▼各市町の条例や規則などに規定があり、構成市町の判断を受けての対応になる。

待機児童の解消を目指して

平成31年10月に予定されている幼児教育・保育無償化に伴い、増加することが懸念される待機児童を解消するために、①保育士の不足、②外国籍児童の増加、③医療的ケア児や重度障がい児を受け入れる体制などの課題解消のために「子ども未来応援事業」を推進することになりました。

9月議会では、保育の質向上のため総合保育業務支援システムの導入費や保育ニーズを把握するための基礎アンケート調査費などの補正予算326万円について審議しました。

【子ども未来応援事業】

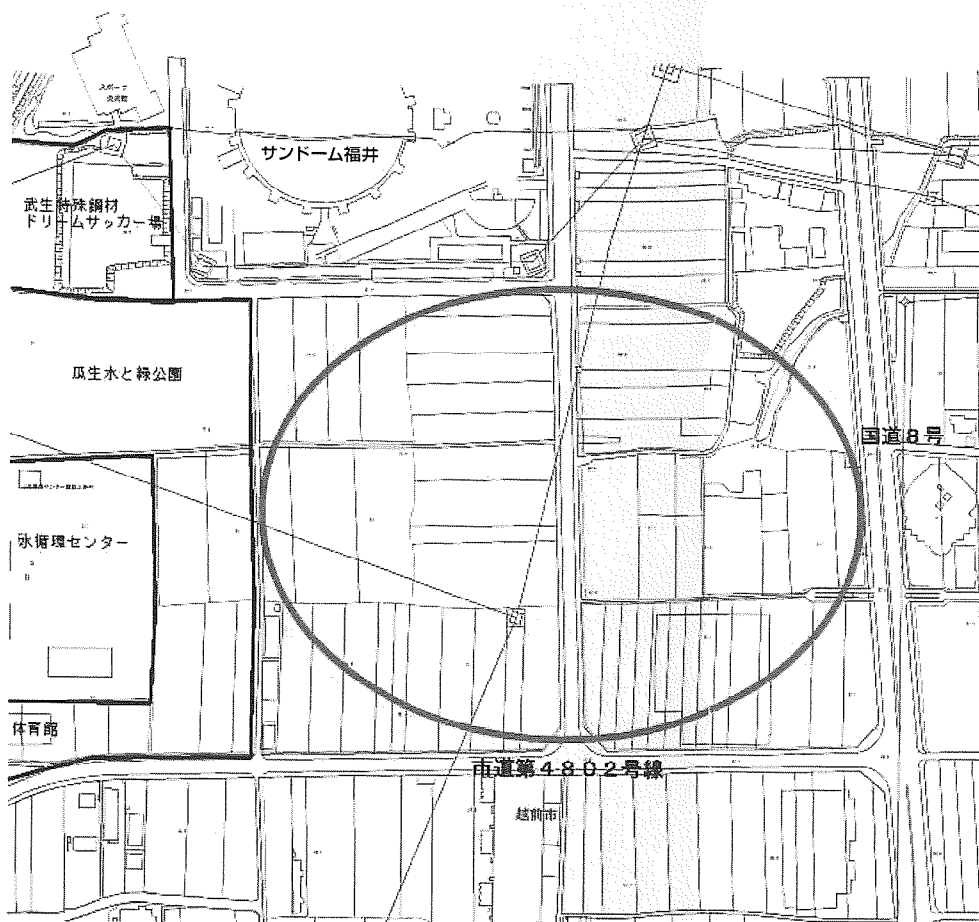
年 度	対 策
2018年度 (30年度)	- 働きやすい職場環境をつくるために総合保育業務支援システム (ICT) を導入 - 市民の利用希望等調査の実施
2019年度	- 子ども・子育て支援計画の策定 - 公・私立園全体の配置計画を作成
2020年度	均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう施設を整備



ハイテク企業が大規模な産業用地の取得を検討していることから、市では、サンドーム福井南側一帯に産業用地として造成を計画しました。

9月議会では、産業用地造成のための特別会計の設置に関する条例の一部改正と、それに伴う測量・調査・設計費遺跡試験調査費など9,500万円の補正予算について審議しました。

2020年7月までに約10万㎡の規模の用地を40億円程度で取得し、造成工事を行い、売却する計画です。



（仮称）市民センターの整備

市がアルブラザ武生(平和堂)3・4階(8,300㎡)に屋内子ども広場や市民団体活動拠点として(仮称)市民センターを整備する計画について、第53号から56号に続いております。

市は今年度に入り、NPO団体や社会福祉団体等から利用に関する事や利用人数、レイアウト等について意見の集約を行ってまいりました。

6月に寺崎建築事務所と基本・実施設計の契約を行い、集約した意見や要望の調整が行われ、レイアウトの概要が決まりました。

今後、改修工事費などの新年度予算額を算出し、新年度に入札、改修工事が行われ、来年の10月完成、11月オープンを目指します。

現在のところ、四階には国のハローワークが移設され、その他、子ども子育て総合相談室、社会福祉協議会、希望学園、エンジェルキッズ、児童発達支援センター「ないろ」、消費者センターなどが配置される計画です。

三階には、子ども広場が整備され大型遊具が設置されるほか、市民活動の拠点としてオーブンシアオフィスが整備され、いきいきシニアクラブやNPOえちぜん、国際交流協会、自治連合会、身体障害者福祉連合会、男女共同参画センター、ピノキオ等が利用団体として配置される計画です。

多様な団体が利用する施設として幅広い事業を展開されることになることから、整備にあたって施設の目的や利用しやすさ、スペースの確保などに注視する必要があります。

[illegible]

3-5
3-6

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年1月10日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝士 印

下記のとおり報告します。

日 程 平成31年1月1日（火曜日）～ 月 日（ 曜日）

活動先

活動目的 議会の活動内容を市民に報告するため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

三田村てるしだより第60号

印刷業者 伊部印刷

支払金額 60,480円

配布先 市内各所

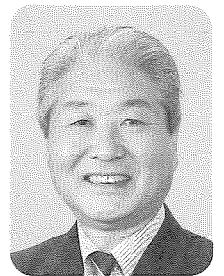
配布枚数 3,900部

たより内容 別紙のとおり

三田村てるしだより

No.60 2019.1発行 〒915-0031 越前市余川町 31-11 電話27-1837

謹んで新年のご挨拶を申し上げます



2019年の新春、皆様いかがお迎えでしょうか。

旧年中は皆様方には大きなご支援をいただき厚くお礼申し上げます。特に、7月の市議会議員選挙では、皆様方のご支援によりお陰様で4回目の当選を果たすことができました。心新たに四期目の活動をスタートさせていたいておりますことに、心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は37年ぶりの大雪にはじまり、西日本豪雨、大阪北部地震、北海道地震、台風21号による記録的暴風雨など大きな自然災害が発生したことに加え、災害級の暑さと言われた猛暑など、大規模な自然災害が各地で発生しました。

市内でも大雪や豪雨、台風の影響で、交通マヒや河川の氾濫、土砂の流出、倒木などの大きな被害をもたらした。前年に続いて自然の猛威を目の当たりにした年となりました。

年末の国会では日本の社会制度や国民の生活に大きく影響する水道法や入管難民法など、国民の理解が深まらないままに短い審議で強行採決されました。

国会閉会後に安倍首相は、2020年に自衛隊を9条に明記する改正憲法施行を目指す考えを改めて表明し

ました。「安倍改憲NO」に向けての3000万筆全国統一署名を成功させ、戦後平和主義の基軸になってきた9条を守り、平和と民主主義、基本的人権が尊重される社会を目指したいと考えています。

今年は統一自治体選挙と参議院議員選挙が行われる政治決戦の年にあたります。立憲主義を守り草の根からの民主主義を目指す絶好の機会です。昨年8月に立憲民主党福井県連合が設立しましたので、地域から政治の流れを変えるために地方議員や立憲パートナーの拡大に取り組みます。

一方、市議会では、新幹線南越駅周辺整備や定住化促進、(仮称)市民センター整備などに多くの議論が行われました。私も12月議会において(仮称)市民センターの使用手法や運営方法など、利用者の立場に立って様々な提案を行い理事者の考え方を質しました。

今年5月には新年号が制定されます。私も心新たに一人に優しく安心して暮らし続けられる持続可能な平和な社会を目指して、皆様とともに歩み続けたいと思います。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

12月議会

条例の廃止について」など15件の議案を可決して終了しました。

一般会計補正予算(専決含む)では9億9千9百万円の補正を行い、補正後の額は390億7千8百万円になりました。

一般会計と特別会計、企業会計の総予算額は629億2百万円です。

【主な補正予算の内訳】

○エアコン設置及びブロック塀改修工事費	5億3,200万円
○台風21号の被害による市有17施設の被害の復旧工事費等(専決)	2,163万円
○農林業施設災害復旧費	866万円
○障害者自立支援給付費の増額	1億6,154万円
○公立保育園へのベビーセンサー導入費	41万円
○私立保育園へのICT及びベビーセンサー導入費に係る補助金	201万円
○企業立地促進補助金の増額(8事業所)	9,086万円
○UIターン就職奨励金の増額	195万円
○かこさとし展(公会堂記念館)の開催費	624万円
○かこさとし氏を偲ぶ碑の整備費	400万円
○合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額	1,717万円
○空家解体費補助金の増額	410万円

【補正概要】

(単位：百万円)

会計別	補正前	補正額	補正後の額
一般会計	38,079	999	39,078
特別会計	20,477	427	20,904
企業会計	2,931	△11	2,920
計	61,487	1,415	62,902

お断わり

新年のごあいさつは、年賀状の発送をひかえ、「三田村てるしだより」をもってごあいさつとさせていただきます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

一般質問

12月議会の一般質問では「(仮称)市民センター」及び「勤労青少年ホーム」について理事者の考え方を質しました。

(仮称)市民センターについては、提案から1年6か月が経過しましたが、不明な点が多いことから、市民利用を高め市民活動の活性化につながる使用方法や運営方法について提案を行い、理事者の考え方を質しました。

勤労青少年ホームについては、平成31年10月に閉鎖し、(仮称)市民センターに機能を移転する方針が示されたことから、嘱託職員の処遇や事業の継続性を求めることも、隣接する武生中央公園水泳場の今後のあり方を質しました。

1 (仮称)市民センターについて

①福祉健康センターと勤労青少年ホームの機能を集約する(仮称)市民センターの目的と位置付けは。

▼(仮称)市民センターは生涯学習や子育て環境の充実、労働福祉行政の連携強化、市民活動支援などの機能を備える施設。

②(仮称)市民センターの設置目的や位置付け、福祉健康センターの設置目的や位置付け、名称、ハートフルたけふの愛称は継続するのか。

▼福祉健康センター(4階)の位置付けや設置目的は維持する。建物全体の機能が複合化することから、ハートフルたけふの愛称は今後検討する。

③ハローワークと子どもの室内遊び場や子ども相談窓口、市民活動拠点等と幅広い連携が可能になる好条件を活かし、協定書等を締結して越前市版の労・福連携の先進的な事業に取り組むこと。

▼ハローワークとは生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書を締結している。今後はさらに連携し、更なる取り組みの可能性を検討する。

④生涯学習センターと市民ホールを利用してきた団体には、これまで同様に利用料、減免規定などの利用条件を継続すること。

▼貸館の使用料減免の内容は検討中。

⑤NPO団体や社会福祉団体等からの利用に関する意見や要望を、どのように設計に活かしたのか。

▼「大規模な集会对応できる会議室等の設置」「踊りや演劇活動における騒音対策」「点字ブロック、多目的トイレ、赤ちゃん駅の整備」「クッションフロアの整備」などの意見・要望があり、実施設計に反映している。

⑥3階のオープンシアオフィスの料金設定等をどう考えるのか。公的団体等が使用する場合も使用料を徴収するのか。

▼机1台当たり年間定額での使用料を考えている。市民団体や社会教育団体の利便性向上のため貸ロッカーを設置し、打合せスペースやコピー機等の事務機器を利用出来るよう検討する。使用料の減免は検討中。

⑦オープンシアオフィスは、どのような団体に使用を許可するのか。多くの団体から希望があった場合の選定方法は。

▼福祉健康センターやセンチュリープラザ

の入居団体の事務所機能を集約し、余剰スペースへの入所希望団体の選定は今後検討する。貸ロッカーは設置目的に合致した団体に広く募集する。

⑧3・4階の管理・運営は一体的に行うのか。

▼4階の福祉健康センターは健康増進課、3階の子ども広場は子ども福祉課、市民利用機能部分は市民自治推進課がそれぞれ運営する。管理業務は3・4階を一体的に行う方向で検討中。

⑨市民活動拠点では、市民活動団体の連携や市民と行政、市民活動と行政サービス等をつなぐ橋渡しをする役割、仕組みが必要。地域活動や市民活動の経験があり、行政の経験のある者を配置してはどうか。

▼市職員等の配置を含め、管理・運営は入居予定団体等の意見を聞き、市全体で検討する。

⑩3・4階に「たるまちゃん広場」のような愛着のある愛称を市民に募集してはどうか。

▼愛称の必要性の有無や募集方法を含め、検討する。

2 武生勤労青少年ホームについて

①武生勤労青少年ホームを閉鎖するというが、これまでの活動をどう総括し、事業を継続するのか。また機能を(仮称)市民センターのどこに移すのか。

▼勤労青少年の利用者数が大きく減少し、平成27年に勤労青少年福祉法が改正され勤労青少年ホームの設置規定が削除された。踊りや音楽など防音機能の部屋が必要ということで多目的室にその機能を移す。

②これまでの利用団体の利用料、減免規定などは継続されるのか。

▼使用料の減免内容は現在検討中。

③嘱託職員3名の処遇や異動について希望を聞くこと。

▼嘱託職員の雇用関係は終了するが、当事者と十分に話し合い、意思に沿うようにしたい。

④武生中央公園水泳場の幼児用プールを縮小し、平成27・28年度に改修工事を行う方針を、スポーツ施設再配置計画の見直しにおいて50mプールを廃止し25mと幼児用プールに再整備する内容に変更した理由は。

▼平成28年に50mプールの循環ポンプが故障し高額な修繕費用がかかることと、プール本体が築後50年以上経過していたこと等から、プールの利用状況や費用対効果等を考慮し、25mと幼児用プールを再整備するようになった。

⑤武生中央公園水泳場において、過去2年間、市民大会の水泳競技が開催されなかったことをどう考え、今後どうするのか。

▼平成29年度は循環ポンプの故障により開催できなかった。今年度は鯖江市の水泳場で開催する予定だったが台風の接近に伴い、やむなく中止した。今後、再整備を行う25mプールは飛び込み可能な深さ仕様を検討し、完成後には市民大会は開催できる。

⑥水泳場の再整備について、水泳を推進する団体等の意見をどのように聞くのか。市民の理解を得るべきではないか。

▼市水泳協会と協議を進め、経過年数を考量して既存プールをすべて取り壊し、25m



プールと幼児用プールを新たに整備する。受付や脱衣場、シャワー室等の他、プールの規格や配置等は、市水泳協会の意見を参考に来年度に設計業務を進める予定。市民には再配置計画の見直しが確定次第、広報やホームページ等で周知する。

⑦水泳競技全体のスポーツ振興や小学校プールの地域開放、50mプールの要不要について、市民の意見を十分に聞いて再検討できないか。

▼50mプールは利用が少なく、25mプールと幼児用プールは利用が非常に多いため再整備する方針に至った。水泳場は市民の健康増進の場として重要な施設と位置付けている。学校のプール開放は衛生上の問題もあり、学校の授業に影響を及ぼすことが懸念されるので困難。

【冷暖房使用料統一基準額(案)】

	基準額	基準額 小規模20畳未満
1回(1室)	200円	100円
月額使用料	1,000円	500円
年額使用料	6,000円	3,000円

※別体系で設定している場合を除く。

市有施設の 使用料の見直し

この程、市が所有する施設について実費負担の性格のもので、施設使用料減免を行っている場合でも一定程度の負担を求めるとの使用料(冷暖房)の見直しに対する基本方針が示されました。

平成31年10月の消費税率の引上げに合わせて見直す予定で、見直しされる内容が次の表とおります。

3月議会において条例などの改正(案)が提案されることから、その必要性等について、考え方を質す必要があります。

エアコン設置及び ブロック塀改修工事費 が可決

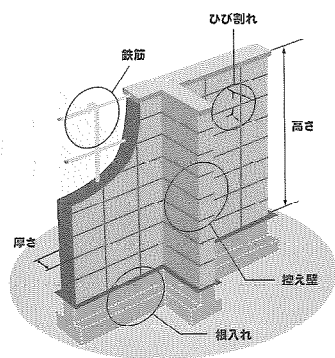
12月補正予算(案)に小・中学校、幼稚園のエアコン設置及びブロック塀改修工事費が計上され可決しました。

今回の補正は、昨年夏の猛暑に起因する健康被害の発生状況や学校施設のブロック塀倒壊事故等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るために、国において新たに創設された平成30年度限りの交付金を活用したものです。

市では小・中学校のエアコン設置を平成30・31年度の2ヶ年(事業費総額4億7,476万円)で計画しており、ブロック塀改修についても7月補正予算(3,965万円)に計上し、調査委託と改修工事を予定していました。

国の交付金の内示を受け、議決予算を含めた事業費総額は6億7,281万円となります。

このことで市内の小・中学校の普通教室、特別教室(音楽室)及び幼稚園の保育室等に一齐にエアコンが設置され、平成31年夏の稼働開始を目指すことになりました。



たけふ福祉工場と さんハウスたけふが 民営化

12月議会の市長の所信において「たけふ福祉工場とさんハウスたけふについては、本年度末の指定管理期間満了後に現指定管理者である社会福祉法人たけふ福祉会へ譲渡する」との表明があり、障害者福祉工場と福祉ホームの設置及び管理条例の廃止議案が提案され、可決しました。このことでたけふ福祉工場とさんハウスたけふは完全に民営化されました。

私は、9月議会において、たけふ福祉工場とさんハウスたけふを民営化すること、法人や利用者、その家族に不安はないのかを質し、今後の市の対応策と今後も法人と連携し、障がい者が安心して利用できる施設であるよう支援することを強く求めました。

また12月議会の教育厚生委員会においても、譲渡後も支援体制に責任を持つべきであると追求しました。理事者からは、授産製品の販路拡大と工賃向上のために目標額を定めて積極的に調達支援を行っていく。また利用者へのサービスについても、法人と連携し障がい者が安心して利用できる施設になるよう支援していくとの答弁がありました。

土地と建物の譲渡価格は1億2,272万円です。

3月定例議会の日程決まる

3月定例議会は2月20日から3月18日まで
の27日間の開催予定です。平成31年度の
当初予算の提案があることから審議時間が
長く設定されています。

2月25・26日に当初予算と3月補正予算、

諸議案に対する質疑が行われ、2月27日か
ら3月1日にかけて一般質問が行われま
す。3月5日から12日には各常任委員会が
開催されます。

皆さんの議会傍聴をお待ちしています。

市民ネットワーク会派で

政策提言を行いました

私たちの会派「市民ネットワーク」では、
平成31年度予算編成に向けた政策提言を11
月26日に奈良市長に提出しました。

政策提言は、生活者の立場で越前市のま
ちづくりと活性化に向けて、9課題、23項
目、80の提言と要望を行いました。

12月議会では、吉田議員が政策提言と要
望の中から重要な事項について、会派を代
表して代表質問を行い、市長の考え方を質
しました。

政策提言事項

- ①人口問題・定住化促進対策
- ②半世紀先を見据えた広域行政の推進
- ③人権尊重の取り組みの推進
- ④日本一暮らしやすい福祉社会の構築
- ⑤安心して学べる教育環境の整備
- ⑥魅力ある都市基盤の整備
- ⑦活力ある産業振興
- ⑧いつまでも安心して暮らし続けられる地
域社会の実現
- ⑨きめ細やかで質の高い市民サービスを提
供するための職員体制の充実

自治創想

(財政健全化判断比率の公表)

平成29年度の決算に係る健全化判断比率
等が公表されました。

国が地方自治体の財政破綻を未然に防ぐ
ために実質赤字比率などの四つの指標を示
し、そのいずれか一つでも早期健全化基準
(黄信号)以上になった場合は財政健全化
計画を、財政再生基準(赤信号)以上になっ
た場合は財政再生計画を財政状況が悪化し
た原因の分析結果を踏まえて策定し、国、
県に報告しなければなりません。

越前市の場合、いずれの会計も実質収支
が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質
赤字比率は発生していません。

実質公債費比率は、過去3カ年の平均で
示され10.8%となり、前年度の10.4%よ
り0.4%悪化しました。公債費は借入れ
た地方債の元利償還費と一時借入れ金の利
息の合計です。なお平成29年度の単年度比
率は11.3%です。

将来負担比率は、市の財政規模に対する
借入金(地方債)など負債の割合を示すも
ので、101.8%となり、前年度の90.7%
より11.1%悪化しており、市債残高が16
億3,339万円増加したことが原因とし
て挙げられます。350%以上になった場
合は、財政健全化計画を策定して国、県に
報告しなければなりません。

越前市の財政状況は、緊急的な措置が必
用な現状にはありませんが、大型公共事業
が続いていますので、今後、注視する必要
があります。

【財政健全化基準と財政再生基準】

四つの指標	越前市の比率	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)	
実質赤字比率	— (黒字のため)	12.52%以上	20%以上	一般会計などに占める赤字の割合
連結実質赤字比率	— (黒字のため)	17.52%以上	30%以上	一般会計に国保や水道会計等を 加えた赤字の割合
実質公債費比率	10.8%	25%以上	35%以上	収入に対する借金返済率
将来負担比率	101.8%	350%以上		公社等を含めた地方債残高のほか 一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債比率

様式第 4 号（第 5 関係）

活動結果報告書

平成 3 1 年 2 月 1 日

越前市議会

議長 川 崎 悟 司 殿

議員氏名 三田村 輝 士



下記のとおり報告します。

日 程 平成 3 1 年 1 月 2 0 日（日曜日）

活動先	余川町改善センター
活動目的	余川町の住民を対象とした、市政並びに 12 月議会の内容に関する報告及び住民からの意見徴収を行うことを目的とする。

研修・*調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

別紙のとおり

余川町市政報告

2019. 1. 20

三田村てるし

平成31年度主要事業

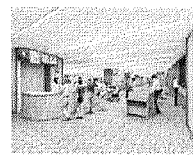
本庁舎が10月に完成

【継続費総額】60億5,457万円

- ・うち平成31年度 22億1,067万円
- ・その他関連予算 2億5,481万円

●スケジュール

- ・平成31年10月末の完成予定
- ・平成32年1月6日から供用開始



平成31年度主要事業

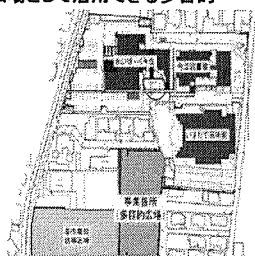
複合施設(今立総合支所)建設事業

●整備内容 5,300万円

- ・イベント会場、駐車場、防災広場として活用できる多目的広場の整備
- ・あいばーく今立周辺に都市機能を誘導する

●スケジュール

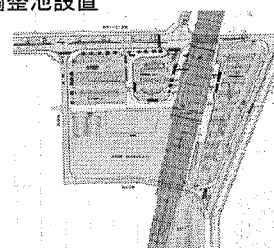
- ・6月整備工事着工
- ・10月完成



平成31年度主要事業

北陸新幹線「南越駅」周辺まちづくり事業

- ・平成35年春の開業に向け、今年度は「周辺まちづくり計画」を策定する
- ・多目的広場における調整池設置
- ・市道(南アクセス道路)道路設計
- ・周回道路改良



平成31年度主要事業

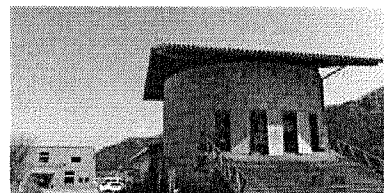
プレミアム付商品券

- ・消費税率引き上げに際してプレミアム商品券を発行
- ・予算額 9,480万円
- ・対象者主な施策
 - － 市民税非課税の人(一部要件あり)
 - － 0～2歳児がいる子育て世帯
- ・利用可能額 2万5千円(購入額2万円)
- ・スケジュール
 - － 平成31年8月 申請受付開始
 - － 平成31年10月 商品券販売開始

平成31年度主要事業

タケフナイビレッジ共同工房観光拠点事業

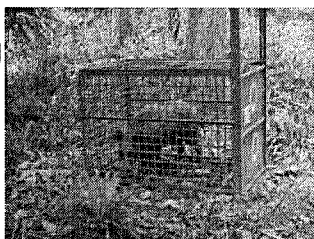
- ・予算 9,000万円
- ・独立工房多目的広場の整備
- ・工房増築への補助



平成31年度主要事業

農作物鳥獣害防止対策事業

- ・ 鳥獣対策実施帯を中心とした捕獲体制強化
- ・ 捕獲の推進・強化(イノシシ、シカ他)
- ・ 檻の購入
- ・ 予算額7,548万円



使用料見直しによる条例改正(案)①

【施設使用料】

- ・ 消費税率の改正に合わせ、施設使用料の引き上げを行う。
- ・ 納付事務の煩雑化を避けるため100円単位で適宜切の良い金額に設定する。
- ・ 施設の利用実態に合わせた適正な使用料の設定を行う。

使用料見直しによる条例改正(案)②

【冷暖房使用料】

- ・ 実費負担の性格のものであり、施設使用料の減免を行っている場合でも一定程度の負担を求める。
- ・ 減免は、市主体となる事業に限定
- ・ 市全体で、約200万円増の見込み。

小規模な部屋の場合の基準額 ※木造14畳(23.1㎡)の部屋を想定	100円	500円	3,000円
基準額 ※木造20畳(33.0㎡)～ 鉄筋30畳(49.5㎡)の部屋を想定	200円	1,000円	6,000円

味真野公民館の使用料

公民館使用料	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時
研修室、料理教室	500円	700円	1,000円	2,000円
講義室	500円	700円	1,000円	2,000円
講堂	1,000円	2,000円	2,500円	5,000円
スポーツルーム	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円

冷暖房費は2割増し

	冷暖房費			
	1時間	1回	1月	1年
研修室、料理教室	100円	200円	1,000円	6,000円
講義室	150円	300円	1,500円	9,000円
講堂	250円	300円	1,500円	9,000円
スポーツルーム	1,150円			

中央公園 庭球場

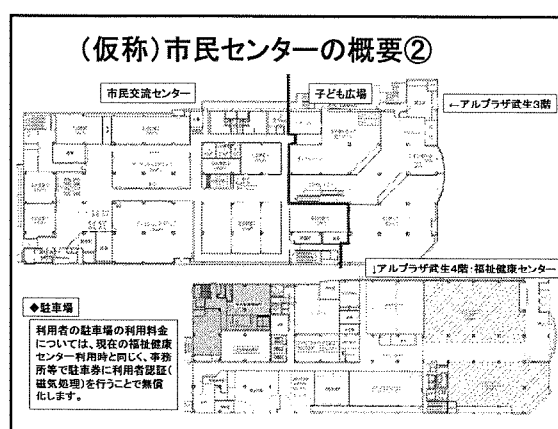
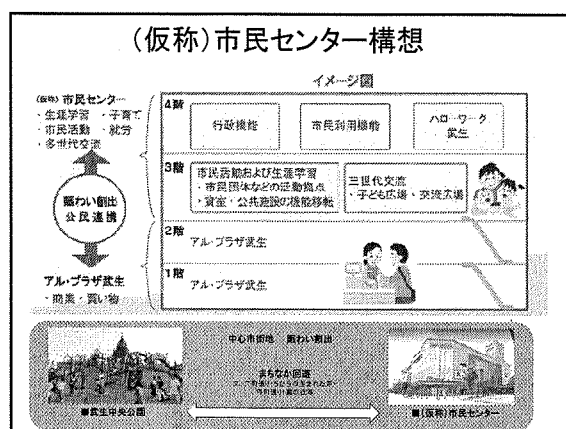
中央公園 庭球場	9時～12時	12時～17時	17時～22時	夜間照明
専用 1面	2,000円	3,000円	3,000円	1,800円
個人 一般	150円	200円	200円	400円
高校生	70円	100円	100円	
中学生以下	50円	70円	70円	

中央公園 庭球場 1時間	9時～17時	17時～22時	9時～22時	夜間照明
専用 1面	1,000円	1,500円	1,500円	1,000円
個人 一般	100円	150円	150円	200円
高校生以下	50円	100円	100円	200円

使用料見直しによる条例改正(案)

連合審査会と継続審査

- ・ 連合審査会とは、付託された議案が他の委員会の所管事項に関連する場合、他の委員会と協議して合同で審査するために開く会議。
- ・ 継続審査とは、委員会に付託された議案が会期中に議決できない場合、閉会中に引き続き審査を行うこと。



下水道事業 水洗化率

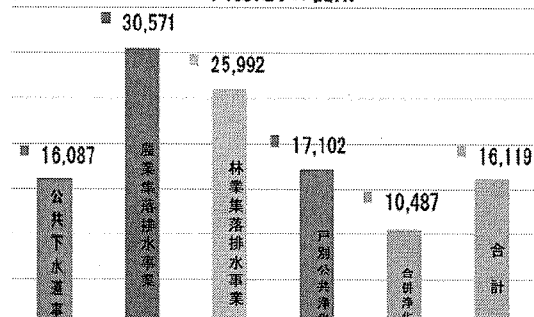
整備方法(H29年末)	水洗化率
1 公共下水道事業	85.8%
2 農業集落排水事業	88.7%
3 林業集落排水事業	100.0%
4 戸別公共浄化槽事業(市)	89.9%
5 合併処理浄化槽区域	約60%(普及率)
全 域 汚水処理人口普及率 91.5%	

一般的な家庭4人家族(1か月30㎡と仮定)の使用料

整備方法	使用料 月額	電気代	初期費用
公共下水道	4,060円		受益者負担金384円/㎡ 受益者分担金 30万円+宅内工事費
農業集落排水	4,060円		工事費
林業集落排水	4,060円		工事費
戸別公共浄化槽	4,644円	750円	工事費の1割
合併処理浄化槽	3,497円	750円	工事費の約6割 1,043千円~441千円~300千円~302千円

※7人槽で電気代を含めて月約4,500円

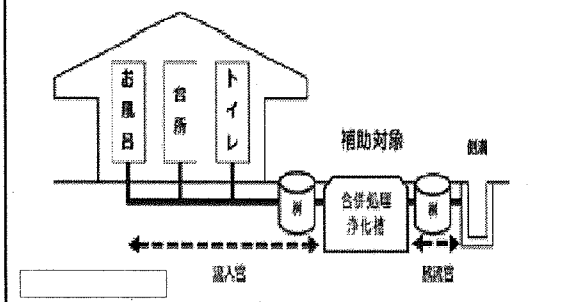
一人あたりの費用



合併浄化槽設置に対する補助

区分	単独槽からの転換	汲み取りからの転換	新築
市	設置費40%の1/3	設置費40%	設置費40%
	宅内配管30万円 限度(2/3)	宅内配管 30万円限度	—
国	40%の2/3(国1/3 県1/3)	—	—
	宅内配管30万円 限度(1/3)	—	—

宅内配管の範囲



合併浄化槽設置補助の見直しによる変化

単独槽からの転換 汲み取り式からの転換 新築・一般住宅以外

単独槽からの転換	汲み取り式からの転換	新築・一般住宅以外
市 30%	市 30%	市 30%
市 40%の1/3	市 40%の1/3	市 40%の1/3
国・県 40%の2/3	国・県 40%の2/3	国・県 40%の2/3
～H30	H31～	～H30

合併浄化槽設置補助の見直しによる負担増分

区分	負担増分 (7人槽)	負担増分 (5人槽)
単独槽	約 32,000円	約 24,000円
汲み取り式	約 32,000円	約 24,000円
新築	約332,000円	約264,000円

地域ぐるみ接続奨励金制度の違い

公共下水道区域	合併処理浄化槽地域
汲み取り便所又は単独浄化槽からの接続に10万円、合併処理浄化槽からの接続に5万円の奨励金を接続者に支給。 町内に接続率70%を超えた場合に、接続件数1件当たり5000円の交付金を支給。	町内と協会が協定を結び、合併処理浄化槽を設置した場合、町内に5,000円の奨励金を支給。

3月議会 一般質問②

Q: 合併処理浄化槽の整備地域にも公共下水道区域と同様に地域ぐるみ接続奨励金制度を適用させ、切替えた世帯への奨励金の支給すること。

A: 町内会が地域一体となって合併処理浄化槽へ切替えた場合、公共下水道区域と同様に1件に対して5,000円を交付したい。切替え世帯への支援は、これまでの支給額を上まわらない範囲とし、平成35年度までの間に普及促進が図れる対策を検討したい。

